

# 令和7年第2回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和7年2月26日(水)							
開会場所	鴻巣市フラワーセンター 会議室							
開 会	令和7年2月26日 午後2時52分							
閉 会	令和7年2月26日 午後4時02分							
議 長	秋池 功							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	欠席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	欠席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	欠席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	出席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	出席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	欠席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			新井 勉 ・ 林 繁雄					
議事参与			板倉 秀行 ・ 藤村 剛 ・ 榎 友美					
書 記								

会議事件名

- 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請の取下について
- 議案第7号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第8号 農地法第4条の規定による転用許可申請の取下について
- 議案第9号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第10号 鴻巣市渡内糠田排水機場地域の農業の振興に関する計画(27号計画)(案)に対する意見書の提出について

顛末

令和7年2月26日

開会 午後2時52分

【事務局長】 定例会の開会に先立ちまして、事務局より報告いたします。本日の定例会は、都合により大塚会長が欠席しております。したがって、この後の議事進行は、鴻巣市農業委員会会議規則第3条第2項「会長に事故がある場合は、会長代理がこれを代行する。」とありますことから、秋池 功会長代理にお願いいたします。それでは、秋池会長代理よろしくをお願いいたします。

【議長】 本日、会長の代理として議長を務めることとなりました秋池 功でございます。議長という大役を果たすため、皆様のご協力をいただきながら議事を進行したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これより、令和7年第2回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。  
本日の定例会は農業委員13名中、11名出席ですので定例会は成立しております。  
議案書の訂正はありませんか。

【事務局】 訂正はございません。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号1番 新井 勉 委員・番号2番 林 繁雄 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請の取下について上程します。  
事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。  
議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請の取下について  
1件 1筆

番号1

この件につきましては、令和6年5月の農業委員会定例会において、議案第1

	<p>8号 農地法第3条の規定に関する件の番号21として議案提出されたものです。しかしながら、申請地は受人が耕作できる状態になっておらず、調整中のため保留とし、来月以降に審議をお願いする予定となっていたところですが、その後に不動産売買契約が解除となったため、令和7年2月6日に取下申請が行われたものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第6号について原案のとおり受理することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第6号について原案のとおり受理をいたします。続きまして、議案第7号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。番号10と番号11については、関連がありますので、一括して議案説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第7号 農地法第3条の規定に関する件 所有権の移転 3件 11筆</p> <p>番号10と番号11 受人は花き栽培を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は1350日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は332.95アールで、自宅から申請地までは約1.5キロメートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【林 信夫 農業委員】	番号10と番号11について調査してまいりました。受人は、花き栽培を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、花き栽培を行ない、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細井 悟 推進委員】	番号10と番号11について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号12について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号12 受人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っており、農地法第2条第3項の要件を満たす農地を所有することのできる農地所有適格法人です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人の構成員すべての農作業従事日数は1250日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は4,939アールで、会社の事業所から申請地までは約1.7キロメートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号12について調査してまいりました。受人は、稲作と畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稲及び野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【清水 実 推進委員】	番号12について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第7号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第8号 農地法第4条の規定による転用許可申請の取下について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第8号 農地法第4条の規定による転用許可申請の取下について 農業用倉庫 1件 2筆

	<p>番号1</p> <p>この件につきましては、令和6年12月の農業委員会定例会において、議案第51号 農地法第4条の規定による転用許可申請の番号9として議案上程されたものです。しかしながら、鴻巣市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすかどうかを判断するための適合証明書、これは市農政課が発行するものですが、隣地所有者の同意が得られず、この適合証明書が発行できないため許可相当か判断ができず、保留とし来月以降に審議をお願いする予定となっていたところですが、その後令和7年1月23日に取下申請が行われたものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第8号について原案のとおり受理することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第8号について原案のとおり受理をいたします。続きまして、議案第9号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第9号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <p>所有権の移転 2件 2筆</p> <p>使用貸借権の設定 4件 29筆</p> <p>番号5</p> <p>受人は、現在市内で運送業を営んでいます。経営規模拡大に伴い、新たに駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

<p>【尾澤 利彦 農業委員】</p>	<p>番号5について調査してまいりました。申請地は、おおむね300メートル以内に駅・市町村役場等が存在する農地であるため、農地区分は第3種農地に該当すると判断します。駐車場を設置するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【馬場 毅 推進委員】</p>	<p>番号5について調査してまいりました。申請地には、駐車場を設置するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理とし、生活排水はありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもなく、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号6について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号6 受人は、現在市外の借家に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が引き続き耕作をするとのことです。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【寺山 佳宏 農業委員】</p>	<p>番号6について調査してまいりました。申請地は農用区域内にある農地以外の農地、いわゆる白地の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていな</p>

	<p>い小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【新井 秀樹 推進委員】	<p>番号6について調査してまいりました。申請地には、自己用住宅を建築するというのですが、隣接農地との境界にはマウントアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号7について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号7 受人は、現在市内に家族5人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【林 繁雄 農業委員】	<p>番号7について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地、いわゆる白地の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農</p>

	地)に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【椎林 幹夫 推進委員】	番号7について調査してまいりました。申請地には、自己用住宅を建築することですが、隣接農地はありません。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、一般下水道管に接続し放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号8について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号8 受人は、現在市内の借家に家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が引き続き耕作をするとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号8について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に

	<p>接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。ただし、進入路部分にある水路の蓋掛けの構造について、道路課との調整が完了し、公共物使用許可書がおりてからの条件付き許可で問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【新井 秀樹 推進委員】	<p>番号8について調査してまいりました。申請地には、自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号9について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号9 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>

【新井 広志 農業委員】	番号9について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 昇 推進委員】	番号9について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇〇が農地を借り受け、野菜を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号10について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号10 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【寺山 佳宏 農業委員】	番号10について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題はないと判断します。ただし、進入路部分にある水路の横断構造について、道路課との調整が完了し、施工承認書がおりてからの条件付き許可で問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 秀樹 推進委員】	番号10について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇〇が農地を借り受け、野菜を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれもなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。先程、農業委員から番号8と番号10については道路課との調整が完了していないという意見をいただきました。そこで、採決を2つに分けて行いたいと思います。まず初めに番号8と番号10を除いて、番号5から番号9までの議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号8と番号10を除いて、番号5から番号9までの議案第9号について原案のとおり許可相当ということで県知

	<p>事に意見を送付いたします。続いて、番号8と番号10の議案第9号について、農業委員会として道路課との調整が完了し、許可書がおりたことを条件として許可相当とすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p><b>【一同】</b> (全員挙手)</p> <p><b>【議長】</b> 挙手全員と認めます。全員賛成ですので、番号8と番号10の議案第9号について、条件付許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第10号 鴻巣市渡内糠田排水機場地域の農業の振興に関する計画(27号計画)(案)に対する意見書の提出について上程します。事務局である農政課より議案説明をお願いいたします。</p> <p><b>【農政課】</b> 議案第10号 鴻巣市渡内糠田排水機場地域の農業の振興に関する計画(27号計画)(案)に対する意見書の提出について説明いたします。</p> <p>鴻巣農業振興地域整備計画の農用地利用計画で定めている農用地区域内の土地を農用地以外の区域へ変更するいわゆる除外については、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条で定める基準「工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。」に適合していることの要件があります。</p> <p>本市では、令和3年度に登戸、糠田、大芦、吹上、前砂、明用、三町免、小谷の多くの地域を受益地とするかんがい排水事業が完了し、その受益地は広範囲に及んでいます。</p> <p>このような状況において、土地改良事業等の工事完了後8年を経過していないことを理由に、一切の農用地区域からの除外を認めないことは、かえって農業の振興を阻害すると考えられます。</p> <p>そこで、鴻巣農業振興地域整備計画を補完するものとして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号において規定する農業振興計画を定め、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内において、農用地以外の用途に供することが相当であると認められるもののうち、本計画に定める施設については農用地区域に含めないものとし、除外することができるものとする計画です。</p> <p>今回、この27号計画を策定するにあたり、農業委員会の意見聴取が必要なことから委員の皆様にご意見を伺うものでございます。</p> <p>配付した資料を元に内容を説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p>
--	---

	(資料をもとに説明)
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問はございませんか。
【林 信夫 農業委員】	今回の1か所以外に、他に申請か所が出てきたら、どうするのか伺います。
【農政課】	この27号計画を変更するために、その都度、農業委員会に意見を伺います。
【武井 正夫 農業委員】	申請か所は、農振除外審議会にはかけるのか伺います。
【農政課】	27号計画の策定後に、農振除外審議会にかけます。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第10号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第10号について原案のとおり「異議なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。
	令和7年1月11日～令和7年2月10日受付分
	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出
	1件 1筆 391㎡
	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出
	所有権の移転 8件 16筆 3,649.47㎡
	合計届出件数 9件 17筆 4,040.47㎡
	これらは、全て会長専決でございます。

	何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親睦会新年会の会計報告について</li> <li>・農地利用状況調査の集計について</li> <li>・活動記録簿の提出について</li> <li>・定例会年間スケジュールについて</li> <li>・農振除外審議会の予定について</li> </ul>
【議長】	<p>これをもちまして、令和7年第2回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和7年3月25日(火)午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。</p>
	閉会 午後4時02分